



2018年5月22日

各 位

会 社 名 **芝浦メカトロニクス株式会社**

代表者名 代表取締役社長執行役員 藤田 茂樹

(コード番号 6590 東証第1部)

問合せ先 取締役専務執行役員 道嶋 仁

(TEL 045-897-2425)

単元株式数の変更、株式併合及びこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月22日開催予定の第109期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、この趣旨に従い、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

2018年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持し、また株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 2018年10月1日をもって、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、10株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数 (2018年3月31日現在)	51,926,194株
併合により減少する株式数	46,733,575株
併合後の発行済株式総数	5,192,619株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合から算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日 (2018年10月1日) をもって、株式併合の割合と同じ割合 (10分の1) で発行可能株式総数を減少させます。

併合前の発行可能株式総数	併合後の発行可能株式総数 (2018年10月1日付)
100,000,000株	10,000,000株

(3) 併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	5,156名 (100.0%)	51,926,194株 (100.0%)
10株未満	87名 (1.7%)	152株 (0.0%)
10株以上	5,069名 (98.3%)	51,926,042株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が10株未満のみの株主様87名 (その所有株式数の合計は152株) が株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きのご利用も可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である2018年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1千万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	附則 <u>(第6条及び第7条の効力発生日)</u> <u>第6条及び第7条の変更は、2018年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及びこれらに伴う定款一部変更の日程

取締役会決議日	2018年5月22日(本日)
定時株主総会決議日	2018年6月22日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	2018年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	2018年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	2018年10月1日(予定)

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は2018年10月1日を予定しておりますが、株式売買の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以上

(ご参考)

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00